

(2) 山麗・山間景観形成地域

【届出を要する行為】

行為の種類		届出の対象	
建築物	新築、改築、増築又は移転	高さ10m又は床面積の合計が250㎡を超えるもの（増改築については行為後の規模とする）	
	外観の模様替え、色彩の変更	高さ10m又は床面積の合計が250㎡を超える建築物で、変更部分の面積の合計が10㎡を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、さく、塀の類	高さ2mを超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ15mを超えるもの
		煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	高さ10mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ10m又は築造面積250㎡を超えるもの
		地上に設置する太陽光・風力・小水力発電施設	高さ10mを超えるもの又は太陽光モジュール(パネル)の面積が10㎡を超えるもの、小水力発電施設で築造面積が10㎡を超えるもの
開発等の行為	土地の形質の変更、鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積500㎡を超えるもの又は高さ2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さ2m又は面積300㎡を超えるもので、期間が90日を超えるもの	
	木竹の伐採	土地の用途変更を目的とした伐採面積300㎡を超えるもの	